

# ギャンブル等依存症対策について

令和 6 年 11 月 7 日

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

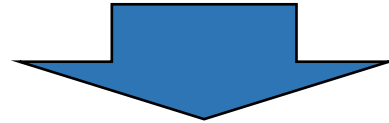
- ①ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、**3年ごとに実態調査を行った上で、見直しを検討すること**とされている。
- ②また、基本法においては、変更の案を作成しようとするときには、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない**とされている。

## 【令和6年度】

- |       |  |
|-------|--|
| 8月30日 | (厚労省) <b>ギャンブル等依存症問題の実態調査（R5実施）結果公表</b><br>※ ギャンブル等依存症対策基本法で3年ごとの実施が定められている。 |
| 9月～   | 関係者会議を4回程度開催   |
| 3月    | <b>3月末を目途に基本計画の変更</b>  |

## ○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(IR推進法)成立時の附帯決議 (平成28年12月)

「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること（略）また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。（略）」



## ○「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」の設置(平成28年12月)

※官房長官が主宰し、厚生労働大臣等の関係大臣で構成

- ・ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理（平成29年3月）
- ・ギャンブル等依存症対策の強化について（平成29年8月）
- ・家族申告によるアクセス制限の実施について（平成29年12月）（幹事会申し合わせ）

## ○ギャンブル等依存症対策基本法の成立・施行(平成30年7月公布、10月施行)

※自民・公明・維新による議員立法

- ・ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：官房長官 副本部長：ギャンブル等依存症対策担当大臣、消費者担当大臣及び厚労大臣）及び同事務局の設置
- ・政府にギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定の義務付け（3年ごとに見直し検討）
- ・ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定 等

## ○ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定(平成31年4月)

- ・国や関係事業者（公営競技、ぱちんこ）等の具体的な取組を記載
- ・進捗状況を調査、公表（毎年を予定）
- ・PDCAサイクルにより3年毎に見直しを検討

## ○ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更(令和4年3月)

- ・公営競技のインターネット投票における依存症対策の充実
- ・関係機関の連携を進め、包括的な支援の実現

# ギャンブル等依存症対策基本法（概要）

## 1 目的（第1条）

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、  
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている  
ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、  
→ もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

## 2 定義（第2条）

**ギャンブル等依存症**:ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

## 3 基本理念（第3条）

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

## 4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮（第4条）

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

## 5 責務（第5～9条）

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

## 6 ギャンブル等依存症問題啓発週間（第10条）

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)を設定

\* ギャンブル等依存症問題:ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

## 7 法制上の措置等（第11条）

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

## 8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等 (第12～13条)

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**: 政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
  - ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**: 都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- \* ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

## 9 基本的施策 (第14～23条)

- ① 教育の振興等
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ③ 医療提供体制の整備
- ④ 相談支援等
- ⑤ 社会復帰の支援
- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ⑦ 連携協力体制の整備
- ⑧ 人材の確保等
- ⑨ 調査研究の推進等
- ⑩ 実態調査(3年ごと)

## 10 ギャンブル等依存症対策推進本部 (第24～31条)

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置

所掌事務: ①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

## 11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 (第32～33条)

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置

委員: ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内)

所掌事務: 本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日: 公布の日から起算して3月を超えない範囲内(平成30年10月5日施行)

※ 検討: ① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討

② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画（閣議決定）令和4年変更【概要】

## 第一章 基本的考え方等

### Ⅱ 基本理念等

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行、及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- 3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

## 第二章

### 取り組むべき具体的施策

#### Ⅰ 関係事業者の取組

##### Ⅰ－1～3 公営競技における取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

※ 公営競技：競馬、競輪、モーターボート競走、オートレース

##### Ⅰ－4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

### Ⅱ 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

### Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

### Ⅳ 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

### Ⅴ 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

# 関係事業者の主な取組（公営競技①）

## 1. 広告・宣伝の在り方

- 広告・宣伝に関する全国的な指針をふまえ、各関係事業者においても広告・宣伝指針を策定し、運用を開始  
[ 策定期間 ・モーターボート競走 R4.3、競馬 R4.7、競輪・オートレース R5.1 ] [全公営競技]
- レース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞、雑誌広告等において、ギャンブル等依存症の注意喚起のための標語を掲載 [全公営競技]
- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）において、積極的な啓発活動などを実施 [全公営競技]  
＜公営競技主催者等による主な取組＞
  - ・ 啓発ポスターの作成・掲示、テレビ放映、ウェブサイト、SNS等による啓発週間の周知・啓発
  - ・ シンポジウム、大学生向けセミナーや講義の開催による知識の普及啓発

## 2. アクセス制限等

- 本人・家族の申告による公営競技場、場外発売所への入場制限やインターネット投票の利用停止措置の周知・利用促進 [全公営競技]
- 20歳未満の者による投票券の購入防止のため、警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底 [全公営競技]
- インターネット投票における購入限度額設定システムの周知・利用促進 [全公営競技]  
[ 導入時期 ・競馬 R2.11～ ・競輪、オートレース R4.4～ ・モーターボート競走 R2.12～ ]
- 入場管理方法としての、顔認証システムの実用化を検討中 [全公営競技]
- 公営競技場及び場外発売所に設置されているATMを全て撤去  
[ 完了時期 ・競馬 R4年度末 ・競輪、オートレース R4年度末 ・モーターボート競走 R5.5 ]
- インターネット投票サイトにおいて利用者に購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入  
[ 導入時期 ・中央競馬 R5.12～、・地方競馬 R6.6～、・競輪及びオートレース（一部）R6.7～（R6年度中に完了予定） ・モーターボート競走 R6.6～ ]





# アクセス制限の概要

- 利用者本人又はその家族が競走場・場外発売所への入場制限又はインターネット投票の利用停止を望む場合に、本人又は家族の申告に基づき当該利用者の入場制限又は利用停止を行う制度。
- 本人申告においては特段要件無し、家族申告においては次のいずれかが必要。
  - ①本人が医師からギャンブル障害の診断を受けていること
  - ②本人の家族の生計維持に重要な影響を及ぼしていることを証明すること
- 競走場等への入場制限は競走場等へ申請、ネット投票の利用停止は販売サイトのサービスセンター等に申請

※ 本場・場外の入場制限有効期間：中央競馬は設定の翌年末日、地方競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走は設定の翌年度末日

※※ ネット投票利用停止の解除申請不可期間：中央競馬は設定の翌年末日、地方競馬、競輪・オートレースは設定の翌年度末日、モーターボート競走は設定後180日

## アクセス制限の制度開始時期及び制限件数

	競走場・場外発売所				インターネット投票			
	導入時期	R4.3	R5.3	R6.3	導入時期	R4.3	R5.3	R6.3
中央競馬	本人申告：H29.7～	52件	84件	<b>116件</b>	本人申告：H29.10～	3,018件	3,730件	<b>4,645件</b>
	家族申告：H30.10～	3件	3件	<b>4件</b>	家族申告：H29.12～	89件	112件	<b>133件</b>
地方競馬	本人申告：H29.4～	6件	9件	<b>12件</b>	本人申告：H29.10～	968件	1,186件	<b>1,421件</b>
	家族申告：H30.11～	1件	1件	<b>1件</b>	家族申告：H30.4～	7件	8件	<b>14件</b>
競輪	本人申告：H29.10～	4件	8件	<b>31件</b>	本人申告：H29.11～	921件	1,353件	<b>1,895件</b>
	家族申告：H30.10～	0件	1件	<b>3件</b>	家族申告：H30.4～	12件	18件	<b>32件</b>
オートレース	本人申告：H29.10～	2件	5件	<b>6件</b>	本人申告：H29.11～	110件	167件	<b>288件</b>
	家族申告：H30.10～	0件	0件	<b>0件</b>	家族申告：H30.4～	3件	4件	<b>5件</b>
モーターボート競走	本人申告：H29.7～	56件	81件	<b>114件</b>	本人申告：H29.10～	1,623件	2,622件	<b>4,301件</b>
	家族申告：H30.10～	0件	0件	<b>0件</b>	家族申告：H30.4～	36件	53件	<b>81件</b>
合計	本人申告	120件	187件	<b>279件</b>	本人申告	6,640件	9,058件	<b>12,550件</b>
	家族申告	4件	5件	<b>8件</b>	家族申告	147件	195件	<b>265件</b>

※ 地方競馬・競輪・オートレースの3競技を1つのサイトで扱っているオッズパークは地方競馬のみにカウント

※ 競輪・オートレースの2競技を1つのサイトで扱っているチャリット、ウィンチケットは競輪のみにカウント

# 購入限度額設定の概要

- 利用者本人の申請に基づき、各競技の投票券の購入の上限額を設定し、特定期間内において設定上限額を超える投票券の購入ができなくなる制度。
- 投票券の販売サイト上で設定可、モーターボート競走のみ郵送で設定（販売サイトごとに設定が必要）

## 購入限度額設定の内容及び設定件数

競技	内容	設定件数 R5.3末時点	設定件数 R6.3末時点
中央競馬	<p>&lt;令和2年11月20日より制度開始&gt;</p> <p>① 100円単位で設定可能 ※0円設定も可能（：インターネット投票等が利用不可）</p> <p>② 設定から180日間は設定解除及び増額不可（減額は随時可能）</p> <p>③ 上限適用期間は「節（※）」単位 （※）：連続する勝馬投票券発売日（通常、土曜・日曜）を合わせたもの</p>	20,069件	30,108件
地方競馬	<p>&lt;令和2年11月30日より制度開始&gt;</p> <p>① 100円単位で設定可能 ※0円設定も可能（：インターネット投票が利用不可）</p> <p>② 設定から180日間は設定解除及び増額不可（減額は随時可能）</p> <p>③ 上限適用期間は「1日」単位</p>	12,169件	18,564件
モーターボート競走	<p>&lt;令和2年12月16日より制度開始&gt;</p> <p>① 1,000円単位で設定可能（1,000円～999,000円の範囲内）</p> <p>② 設定日の翌月初日から起算して6か月を経過するまでは設定解除及び上限増額不可（減額は随時可能）</p> <p>③ 上限適用期間は「1日」単位</p>	323件	684件
競輪 オートレース	<p>&lt;令和4年度に順次制度開始&gt; ※R4.4.2～（オートステレホンセンターの例）</p> <p>① 100円単位で設定可能（0円～9,990,000円の範囲内（一部は100円～））</p> <p>② 設定から180日間は設定解除及び増額不可（減額は随時可能）</p> <p>③ 上限適用期間は「1日」単位</p>	競輪 15,387件 オート 580件	競輪 33,474件 オート 1,177件

# 関係事業者の主な取組（公営競技②）

## <インターネット投票サイトにおける購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入>

### 〔中央競馬〕

加入者番号

暗証番号

P-ARS番号

次回から暗証番号のみを入力

**ログイン**

加入者番号等がご不明な方は[こちら](#)

- 新規登録（即PAT）は[こちら](#)

**【注意事項】**

- 一旦成立した投票内容の取消・変更は一切できません。
- 通信エラーなどが発生した場合は、正常に投票されているか必ずご確認ください。
- スマートフォン本体やブラウザの「戻る」・「進む」ボタンは使用しないでください。

↓馬券は20歳になってから↓ ↓JRAのギャンブル等依存症対策

- 馬券は20歳になってから [JRAのギャンブル等依存症対策](#)

馬券は20歳になってから  
JRAのギャンブル等依存症対策

### 〔モーターボート競走〕

BOAT RACE トップ

まずは、投票資金を入金して下さい  
※資金は毎日ご入金頂く必要があります

**入金**

勝舟投票券の購入は20歳になってから。・無理のない資金

開催一覧	締切順	お気に入り	レース映像
桐生 -- --	戸田 G1 最終日 発売終了	江戸川 一般 3日目 発売終了	平和島 -- --
多摩川 -- --	浜名湖 -- --	蒲郡 -- --	常滑 一般 3日目 発売終了
津 一般 3日目 発売終了	三国 -- --	びわこ 一般 最終日 発売終了	住之江 G1 5日目 10R 19:44
尼崎 -- --	鳴門 -- --	丸亀 -- --	児島 -- --
宮島 -- --	徳山 一般 4日目 発売終了	下関 -- --	若松 一般 3日目 10R 19:33
芦屋 G3 初日 発売終了	福岡 G3 4日目 発売終了	唐津 一般 4日目 発売終了	大村 一般 初日 10R 19:22

勝舟投票券の購入は20歳になってから。  
・無理のない資金で、余裕をもってお楽しみください。  
・勝舟投票券の購入にのめり込んでしまう等の不安のある方は [こちら](#)をご覧ください。

- JRA JRAのギャンブル等依存症対策  
<https://www.jra.go.jp/company/social/disorder/>
- 地方競馬全国協会  
競馬をお楽しみいただくために（のめり込みに不安のある方へ）  
[https://www.keiba.go.jp/havefun\\_1.html](https://www.keiba.go.jp/havefun_1.html)
- 競輪  
<http://keirin.jp/pc/topicsdetail?num=157>
- オートレース  
オートレースをよりお楽しみいただくために～のめり込みに不安のある方へ～  
<https://autorace.jp/news/2018/04/02/025957/>
- モーターボート競走  
勝舟投票券の購入にのめり込んでしまう等の不安のある方へ  
<https://www.motorboatracetracing-association.jp/info/included2.html>

※ 令和6年9月末時点

## 3. 相談・治療につなげる取組

- 自助グループをはじめとする民間団体等への経済的支援を目的とした補助事業について実施 [全公営競技]

※令和5年度採択 5件

全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）による補助事業（競馬・モーターボート）2件

公益財団法人JK Aによる補助事業（競輪・オートレース）3件

- 公営競技カウンセリングセンターや予防回復支援センター等の相談窓口の周知を徹底 [全公営競技]
- ギャンブル等依存症の早期発見・早期予防につなげるセルフチェックツールを積極的に周知 [全公営競技]

## 4. 依存症対策の体制整備

- ギャンブル等依存症対策実施規程に基づき対策を推進 [全公営競技]
- ギャンブル等依存症に関する責任者や担当者、専門スタッフを選任 [全公営競技]
- ギャンブル等依存症に関する知識の向上や理解を深めるための研修を実施 [全公営競技]

投票券の購入にのめりこむ等の不安がある方は以下までお問合せください

一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター

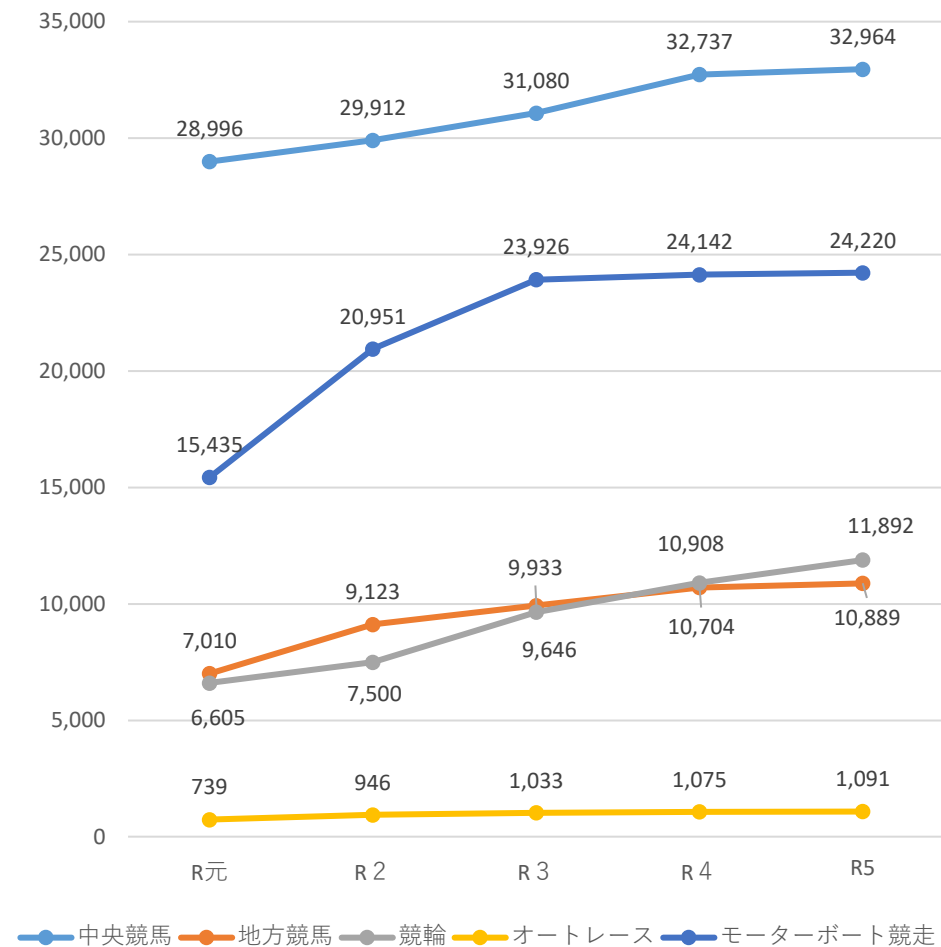
サポートコール **0120-683-705**

年中無休・24時間受付  
ご利用の電話番号の種類によっては繋がらない場合がございます

# (参考) 公営競技の各種データ

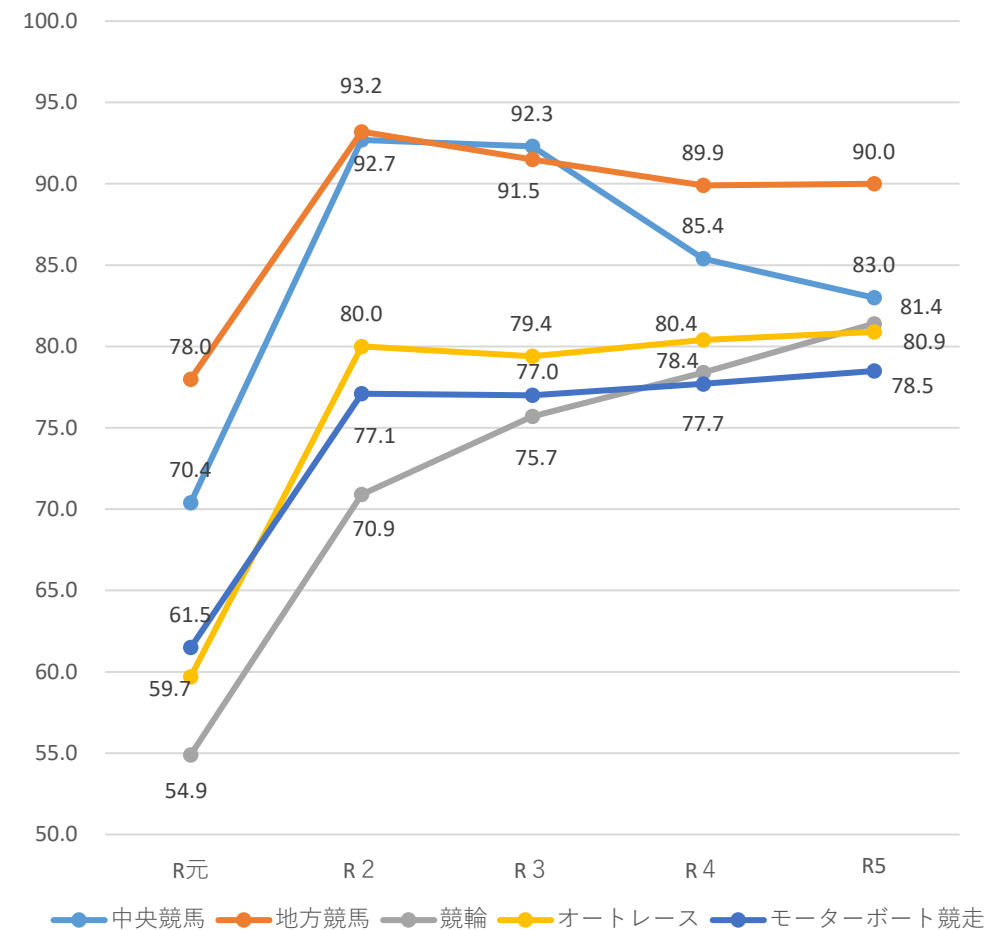
## 公営競技における売上の推移（令和元～5事業年度）

単位：億円



## インターネット投票の割合の推移（令和元～5事業年度）

単位：%



注1：中央競馬の事業年度は1月～12月

注2：地方競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走の事業年度は4月～3月

# 関係事業者の主な取組（ぱちんこ①）

## 1. 広告・宣伝の在り方

- 令和元年度に策定した、広告・宣伝に係る全国的な指針に基づく取組を推進
- 年間を通じ遊技客に対する啓発資料の配付やSNS等を活用した普及啓発の促進
  - ・ 特設サイトにフォーラム動画を公開
  - ・ 大学生、新社会人等を対象としたショート動画を制作してSNSによる情報発信
- 健全な遊技の在り方に関する情報発信を実施

## 2. アクセス制限・施設内の取組

- 自己申告・家族申告プログラムの利用促進に向けたチラシの作成・周知
- 18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を徹底
- 営業所内に設置されているATM等の撤去等を推進
- 出玉規制を強化した遊技機への入れ替えを完了（令和4年1月）
- 出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入

※ R4.11～回胴式遊技機、R5.4～ぱちんこ遊技機

### 《自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数》

※（ ）内は全店舗数に占める導入店舗数の割合

	R4.3末	R5.3末	R6.3末
導入店舗数	5,272 (約63%)	5,775 (約78%)	6,044 (約88%)

利用者（店舗）数（R6.3末）：自己申告 延べ1,471人（893店舗）  
：家族申告 延べ 491人（199店舗）



自己申告・家族申告プログラム  
申込みガイド

自己申告  
家族申告

どんなお悩み、ありませんか？

ぱちんこ・パチスロで  
ついお金を  
使いすぎてしまう

遊びに行く頻度を  
見直したいが  
つい行ってしまおう

そんな方は…

自己申告・家族申告プログラムを利用して  
ぱちんこ・パチスロと  
上手にお付き合いしてみませんか？

初めてで、よくわからなくても大丈夫！

どんなプログラムがあるの？

どうやって申込みがいいの？

申込む時に必要なものは？

自己申告・家族申告プログラムの  
内容、申込み方法などをご紹介します！

## 3. 相談・治療につなげる取組

- 民間団体等への経済的支援を実施

《業界が設立した専門機関による助成実績 推移》

	R3年度	R4年度	R5年度
助成件数	9件	8件	6件
助成額合計	1,620万円	1,110万円	1,100万円

- 依存症専門医療機関等の情報を記載した、

「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を相談対応等に活用

- リカバリーサポート・ネットワーク（ぱちんこへの依存問題の相談機関）

の相談体制・機能を充実強化

パチンコパチスロ依存は、  
誰にも起こりうる問題です。  
ひとりでも悩まず、  
お電話ください。

パチンコは、  
適度に楽しむ  
遊びです。

もし、ひとつでも当てはまるなら、  
あなたの遊技は、もう“適度”を  
超えてしまっているかもしれません。

- パチンコをするためにワザをついた
- 使っていないお金を、使ってしまった
- 負けを取り返そうとして、途中で止められなくなった
- やり始めると、時間や金額が分からなくなってしまう
- パチンコをするために、お金を借りた
- パチンコが原因で、大切な人とケンカになった

相談窓口  
050-3541-6420  
月～金（土日祝日除く）10:00～20:00（受付料2100円まで）

ホームページ  
<http://rsn-sakura.jp/>

ぱちんこ依存問題相談機関  
認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク

リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ依存問題からの回復を支援する非営利相談機関です。電話による無料相談を行っています。相談は匿名で受け付けています。当団体の活動は、会費、寄付、パチンコ・パチスロ産業21世紀会との連携によって支えられています。

※パチンコ・パチスロ産業21世紀会（加盟13団体）  
全国遊技産業協会連合会、一般社団法人日本遊技産業連合会、日本遊技機工業連合会、日本遊技機製造販売工業協同組合、全国遊技機製造販売協会の連合会、国産式遊技機産業協同組合、一般社団法人遊技機メーカー・ビルド工業会、遊技機産業発展推進委員会、遊技機メカニカル技術者協会、一般社団法人遊技機メカニカル技術者協会、一般社団法人遊技機産業振興協会、一般社団法人電子遊技システム振興会、一般社団法人フタバシステム協会  
(2022年6月現在)

## 4. 依存症対策の体制整備

- 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度の運用改善
- 依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進
- 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用
- 「(一社)遊技産業健全化推進機構」による依存防止対策の取組状況の点検の実施
- 各地域における相談拠点等との連携強化



## 自己申告・家族申告プログラムの内容

### 自己申告プログラム

遊技者ご本人様がお申し込みいただけるプログラムです



#### 上限金額

1日の遊技金額を設定してお申込み



#### 上限回数

1ヶ月の来店回数を設定してお申込み



#### 上限時間

1日の遊技時間を設定してお申込み

上限を超えた場合は店舗スタッフがお知らせいたします

※「上限金額」「上限回数」「上限時間」超過のお知らせは店舗のシステムなどにより当日、あるいは次回来店時となります

### 入店制限



遊技者ご本人様の入店を制限するお申込み

入店を確認した場合は店舗スタッフがお声がけをさせていただきます

### 家族申告プログラム

遊技者のご家族様がお申し込みいただけるプログラムです

### 入店制限



遊技者ご本人様の入店制限をご家族が申告するお申込み

入店を確認した場合は店舗スタッフがお声がけをするのと同時に、お申込みいただいたご家族様にもご連絡いたします

## お申し込み可能な店舗の確認方法

### 直接店舗に行って確認する

自己申告・家族申告プログラム導入店舗は  
店内にステッカーやポスターを掲示しています

店舗によっては一部のプログラムが  
ご利用いただけないことがあります

お申込みにあたって、ご希望の  
プログラムが利用できるかを  
店舗スタッフにご確認ください



ステッカー



ポスター

### 自己申告・家族申告プログラムホームページ内の 導入店舗検索機能を使って確認する

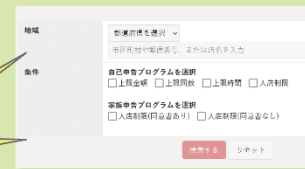
サイト (<https://jikoshinkoku.jp/>) にアクセスし  
「導入店舗を探す」からお進みください



「地域」と「条件（プログラム内容）」を  
選択して「検索する」をクリック

店舗名なども入力して検索できます

条件は複数選択できます



該当する店舗の一覧が表示されます

該当店舗の住所や  
導入されているプログラムを確認できます



# 関係省庁の主な取組①

## 1. 予防教育・普及啓発

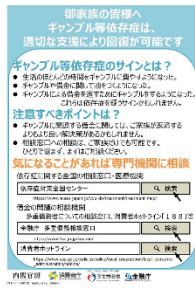
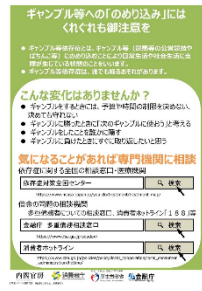
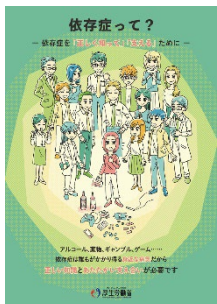
- ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の検討(令和4年度)及び実施(令和5年度～)【内閣官房】  
(検討での主な意見) インターネットにおける広報啓発の強化、動画掲載など視覚に訴える工夫をすべき  
(啓発週間(R6)の取組) 啓発用ポスター(啓発週間用、通年用、自治体用等)の作成、動画広告による広報、体験談動画の作成、政府広報等の実施
- 関係省庁の取組
  - 依存症の理解を深めるための取組の実施【厚労省・総務省】  
(シンポジウム・イベントの実施、SNSの活用、依存症啓発サポーターの起用、特設ウェブサイト設置、リーフレット配布等)
  - ご本人・ご家族向け啓発用資料を地方公共団体等へ配布【消費者庁】
  - 啓発用資料を地方公共団体・国公立大学・専門学校等に周知【消費者庁・文科省】
  - 高等学校学習指導要領について協議会等で周知【文科省】  
教師用指導参考資料・高校生向け啓発資料の周知 ※ 精神疾患の一つとしてギャンブル等を含めた依存症を取り上げる
  - 「依存症予防教室」事業において、保護者や地域住民等に向けた啓発講座の実施【文科省】
  - ギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込んだ金融経済教育関係のガイドブックを大学生向け講義等で活用【金融庁】
  - 産業保健総合支援センターのウェブサイト上で相談窓口等の周知を行うなど、事業所に対する普及啓発【厚労省・総務省】

〔普及啓発リーフレット〕  
(厚労省)

〔啓発用資料(本人向け(左)・家族向け(中))、啓発ポスター(右)〕  
(消費者庁)

〔教師用指導参考資料(左)  
・高校生向け啓発資料(右)〕  
(文科省)

〔啓発ポスター〕  
(内閣官房)



# 令和6年度ギャンブル等依存症問題啓発週間の主な取組（内閣官房）

- 近年、スマホやインターネットの利用、動画視聴が広がっていることを踏まえ、従前から行っている啓発ポスター等に加え、動画媒体等を活用したインターネット上での啓発や関係省庁・都道府県、関係団体、関係事業者等と連携した啓発等に取り組む。
- 具体的には①ポスター、②YouTube等動画広告、③当事者による体験談動画、④政府広報（Yahoo! バナー）、⑤X（旧Twitter）投稿、⑥交通広告等による広報に取り組む。

## ①ポスター



ギャンブル等依存症問題啓発週間

5月14日～5月20日

依存症対策全国センター 相談窓口

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局



・全国の自治体、医療機関、公営競技場内、ぱちんこホール等で掲示

## ②YouTube等動画広告

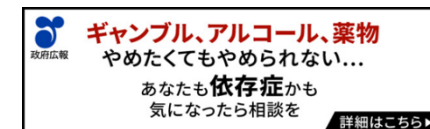


・ギャンブルに関連する言葉を検索した方を中心にYouTube上で啓発広告を表示  
・公営競技場内、ぱちんこホールや公営競技のサイト等でも表示

## ③体験談動画



## ④政府広報（Yahoo! バナー広告）



## ⑥交通広告（トレインチャンネル）

・JR埼京線、南武線車内モニターにて、15秒広告動画を始発～終電まで20分に1回放映予定。

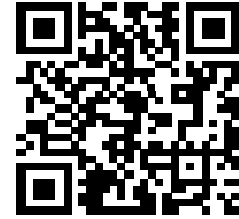
※参考：1日平均輸送人員数

JR埼京線 385,797人 南武線 645,786人

① 広告用動画

<https://youtu.be/cGTny9Jo7r0>

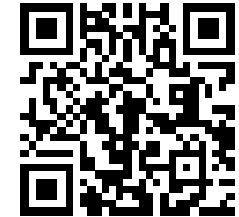
（QRコードはこちら→）



② 当事者による体験談動画

[https://youtu.be/V8F\\_QbYCGnw](https://youtu.be/V8F_QbYCGnw)

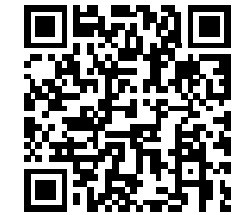
（QRコードはこちら→）



（参考：R5年度掲載版）

<https://youtu.be/RTki2VvFU5A>

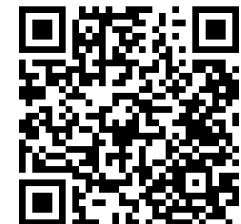
（QRコードはこちら→）



③ 「ギャンブル等依存症を克服された方の体験談」ホームページ  
（啓発ポスターや①②の動画等も掲載しております。）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gamble/index.html>

（QRコードはこちら→）



## 2. 依存症対策の基盤整備

### ▶ 各地域の包括的な連携協力体制の構築【関係省庁】

○ 連携会議の設置促進、関係団体への積極的参画に関する通知の発出【厚労省・関係省庁】

○ 55の団体で連携会議の設置【厚労省】《参考①》

### ▶ 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定支援【内閣官房】

○ 43の都道府県で推進計画を策定、

令和6年度中に全都道府県で策定となる見込み

	R4.3末	R5.3末	R6.3末
連携会議設置団体	39/67団体	48/67団体	55/67団体
都道府県計画	28/47都道府県	32/47都道府県	43/47都道府県 ※R6年度中に全都道府県で策定となる見込み

## 3. 相談支援・治療支援

### ▶ 相談支援

○ 全ての都道府県・政令市で相談拠点の設置を完了(R5.3末)【厚労省・総務省】《参考②》

○ 家族に対する支援の強化【関係省庁】：家族教室等の実施、相談拠点の整備、地域の関係機関の連携体制への参画促進等

○ 各相談窓口の体制強化、相談員等の支援・養成【関係省庁】：マニュアルの改訂、研修の実施 等

### ▶ 治療支援

○ 依存症専門医療機関について59団体、依存症治療拠点機関について45団体で設置【厚労省・総務省】《参考②》

### 相談拠点・依存症専門医療機関/治療拠点機関設置団体数

	R4.3末時点	R5.3末時点	R6.3末時点	R6年度予定
相談拠点	66/67団体	67/67団体	67/67団体	(67団体)
専門医療機関	53/67団体	58/67団体	59/67団体	(59団体)
治療拠点機関	41/67団体	43/67団体	45/67団体	(48団体)

# (参考) ギャンブル等依存症対策連携会議の開催状況

都道府県	設置年月日	開催年月日	会議名
北海道	令和2年4月1日	①令和5年8月29日 ②令和6年3月11日	北海道ギャンブル等依存症対策推進会議
青森県	令和5年9月12日	①令和5年9月12日 ②令和5年12月22日 ③令和6年2月29日	青森県依存症等対策推進計画策定検討委員会
岩手県	令和5年8月10日 (令和2年6月24日)	①令和5年11月24日 ②令和6年2月9日	岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進協議会 (岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会)
宮城県	令和5年4月3日	令和5年9月5日	宮城県依存症等対策推進会議ギャンブル等依存症対策部会
秋田県	令和2年7月22日	令和6年3月15日	秋田県依存症支援体制連携会議
山形県	令和5年2月15日	令和6年2月15日	山形県ギャンブル等依存症対策連携会議
福島県	令和5年10月9日	①令和5年11月16日 ②令和6年1月25日	福島県自殺対策推進協議会ギャンブル等依存症対策推進部会
茨城県	設置要綱なし	①令和5年7月20日 ②令和6年1月11日	茨城県依存症地域連携会議
栃木県	令和4年10月11日	①令和5年5月29日 ②令和5年8月22日 ③令和5年12月21日	栃木県依存症関連機関連携会議
群馬県	令和5年2月20日 (令和元年6月11日)	令和5年8月31日 令和5年12月7日	群馬県依存症対策推進協議会 (依存症地域支援連携会議 ギャンブル等依存症地域支援分科会)
埼玉県	①令和2年10月27日 ②令和3年12月6日	①令和5年7月26日 ②令和5年9月13日	①埼玉県ギャンブル等依存症専門会議 ②埼玉県依存症対策推進会議
千葉県	平成30年4月1日	令和6年2月5日	千葉県・千葉市依存症対策連携会議(ギャンブル等依存症)
東京都	①令和2年11月17日 ②令和2年11月6日 ③令和3年2月5日	①令和5年7月20日 ②令和5年11月29日 ③令和5年10月31日	①東京都西南部10区依存症関係機関連携会議 ②東京都多摩地域依存症関連機関地域連携会議 ③区東部特別区・島しょ依存症関係機関地域連携会議
神奈川県	令和2年1月16日	①令和5年8月31日 ②令和5年11月9日 ③令和6年1月31日	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会
新潟県	令和5年8月30日 (令和4年11月2日)	令和5年8月30日	新潟県薬物事犯者等地域支援連絡協議会及び新潟県・新潟市依存症対策連携会議 (新潟県依存症対策連携会議)
富山県	令和4年7月1日		富山県ギャンブル等依存症対策関係者会議
石川県	令和3年10月6日	令和5年12月18日	石川県依存症対策連携会議
山梨県	令和2年11月10日	①令和5年8月4日 ②令和5年11月21日	山梨県依存症連携会議
長野県	平成30年12月21日	令和6年1月30日	ギャンブル等依存症対策関係者連絡会議
岐阜県	令和2年9月2日	①令和5年12月4日 ②令和6年2月29日	岐阜県依存症地域支援連携会議

都道府県	設置年月日	開催年月日	会議名
静岡県	令和2年7月9日	①令和5年9月27日 ②令和6年2月28日	静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会
愛知県	平成31年1月22日	令和6年2月6日	ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議
三重県	令和2年6月15日	令和6年2月13日	三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会
滋賀県	令和5年4月1日	令和5年7月10日	滋賀県依存症関係機関連絡協議会 滋賀県ギャンブル等依存症対策部会
京都府	令和2年7月30日	①令和5年9月26日 ②令和5年10月24日 ③令和5年11月28日 ④令和6年1月23日	京都府依存症等対策推進会議
大阪府	①平成29年4月1日 ②平成30年6月1日	①令和6年3月6日 ②令和5年7月26日 ③令和5年11月22日	①大阪府依存症関連機関連携会議 ②ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会
兵庫県	令和5年7月20日 (令和5年2月3日)	①令和5年10月2日 ②令和6年1月29日 ③令和6年2月22日(書面) ④令和6年3月27日(書面)	兵庫県ギャンブル等依存症対策推進協議会 (兵庫県ギャンブル等依存症対策推進ネットワーク会議)
和歌山県	令和3年3月5日	令和5年7月19日	和歌山県ギャンブル等依存症対策連絡会議
鳥取県	令和2年10月2日	①令和5年7月28日 ②令和6年3月15日	鳥取県精神保健福祉医療協議会(部会:鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議)
島根県	令和3年10月26日	令和6年2月5日	島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会
広島県	令和4年7月20日	令和5年9月28日	広島県依存症相談機関連携会議
山口県	令和5年8月24日	①令和5年10月12日 ②令和5年11月2日 ③令和6年2月1日	山口県アルコール健康障害対策・ギャンブル等依存症対策推進協議会
徳島県	令和1年10月1日	①令和5年8月8日 ②令和5年10月25日 ③令和6年1月31日	徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画策定検討会
香川県	令和4年5月2日	①令和5年7月18日 ②令和5年9月5日 ③令和5年11月16日 ④令和6年2月(書面)	香川県ギャンブル等依存症対策連携会議
愛媛県	令和4年5月23日	①令和5年8月3日 ②令和5年11月9日	愛媛県依存症対策推進計画策定委員会
高知県	令和5年7月28日 (令和2年6月9日)	令和5年7月10日	高知県ギャンブル等依存症対策推進協議会
福岡県	令和2年11月20日	令和6年2月5日	福岡県ギャンブル等依存症対策連携会議
佐賀県	令和5年10月11日 (平成26年7月7日)	令和5年10月11日	ギャンブル等依存症対策連携会議
長崎県	①平成29年7月25日 ②令和元年7月12日	①令和6年2月13日開催 ②令和6年2月(書面)	①長崎県依存症対策ネットワーク協議会 ②長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会
熊本県	①令和3年4月1日 ②令和3年7月27日		①熊本県依存症対策推進協議会(全体会議) ②熊本県依存症対策推進協議会 ギャンブル等依存症対策専門部会
大分県	令和2年8月19日	令和5年9月6日	大分県ギャンブル等依存症対策推進協議会
宮崎県	平成30年12月13日	令和5年12月21日	宮崎県依存症対策推進協議会
鹿児島県	令和3年5月17日	令和6年2月21日	ギャンブル等依存症対策推進協議会
沖縄県	平成13年12月21日	令和5年7月5日 令和5年12月6日	アディクション連携会議
都道府県合計			44

※令和6年3月末現在。都道府県及び政令指定都市から厚生労働省へ報告があったもの。赤字は令和5年度に設置された地方公共団体

# (参考) ギャンブル等依存症対策連携会議の開催状況

政令市	設置年月日	開催年月日	会議名
札幌市	令和元年11月18日	令和5年11月2日	札幌市依存症対策地域支援連携会議
千葉市	令和2年4月1日	令和6年2月5日	千葉県・千葉市依存症対策連携会議(ギャンブル等依存症)
横浜市	令和2年6月23日	令和5年8月29日 令和6年1月30日	横浜市依存症関連機関連携会議
新潟市	令和4年3月14日	令和5年8月30日(新潟県共催) 令和5年11月1日	新潟市依存症対策連携会議
京都市	平成28年8月31日	令和5年10月3日 令和6年1月31日	依存症患者支援実務者連絡会議
堺市	①令和2年6月1日 ②令和2年2月12日	①令和5年10月18日 ②令和5年8月24日 ③令和6年2月29日	①堺市依存症対策推進懇話会 ②依存症対策庁内連絡会
神戸市	令和5年5月1日		神戸市ギャンブル等依存症対策連携実務者会議
岡山市	平成23年4月1日	令和6年2月8日	岡山市依存・嗜癖関連問題対策審議会
広島市	令和3年2月	令和6年2月26日	広島市依存症関係機関連携会議
北九州市	平成29年11月1日	令和6年2月7日	北九州市依存症対策連携会議
福岡市	平成27年3月		福岡市依存症支援者連携会議
政令市 合計		11	

地方公共 団体 合計	55
------------------	----

※令和6年3月末現在。都道府県及び政令指定都市から厚生労働省へ報告があったもの。赤字は令和5年度に設置された地方公共団体

# (参考) 相談拠点・依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の整備状況

令和6年3月末時点

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○	○	
宮城県	○	○	○
秋田県	○保	○	○
山形県	○	○	
福島県	○	○	
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	R6
群馬県	○		
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○		
山梨県	○	○	
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○	○	R6
三重県	○保	○	○
滋賀県	○	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	○		
和歌山県	○	○	○
鳥取県	○保医	○	○
島根県	○	○	○
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	○
熊本県	○	○	○
大分県	○		
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	R6
<b>設置都道府県数</b>	<b>47</b>	<b>43</b>	<b>33</b>
R6内	47	43	36

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○	○	○
北九州市	○	○	
福岡市	○	○	
熊本市	○	○	○

設置政令市数	20	16	12
R6内	20	16	12

	相談拠点	医療機関	拠点
合計	67	59	45
(R6内)	(67)	(59)	(48)

※○は令和5年度設置 ※R6は令和6年度内設置見込み

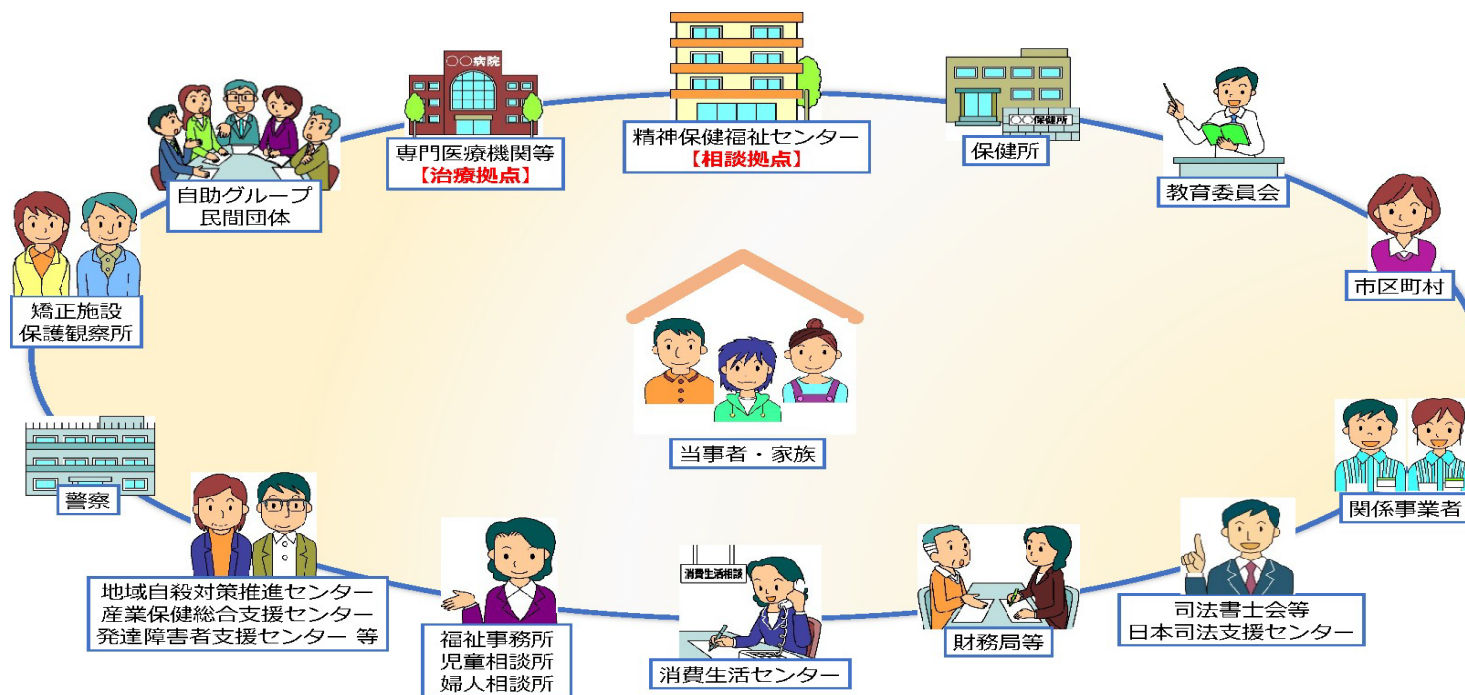
※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関

※医療機関＝専門的な医療を提供する依存症専門機関 ※拠点＝依存症に係る研修や情報発信等を行う治療拠点



## (参考) 各地域の包括的な連携協力体制の構築

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築



※各イラストは「消費者庁イラスト集」より

## (参考) 連携協力の例

### ➤ 例1：相談拠点における多重債務・依存症相談の合同実施

相談拠点において、多重債務の相談員と依存症の相談員が合同で相談会を開催。

⇒本人や家族がワンストップで相談を受けることが可能になる。

### ➤ 例2：精神保健福祉センター、関係機関、当事者等が参加する合同会議の開催

精神保健福祉センターや保健所が中心となり、依存症の種類を問わず当事者、家族及び関係機関が一堂に会する合同会議を開催。

⇒関係者同士の顔が見える関係ができることで、地域における支援体制ネットワークの構築の契機に。

### ➤ 例3：消費生活センター、多重債務相談窓口等と精神保健福祉センター及び保健所等の連携

消費生活センター、多重債務相談窓口において、ギャンブル等依存症が疑われる者等の対応をした場合、本人の同意を得たうえで、精神保健センターや保健所等につなぐ。

⇒早期に精神保健福祉センターや保健所等に連絡が行くことで、個々の状況に応じた適切な医療や支援に繋げる。

### ➤ 例4：依存症相談員や自助グループ等の関係者を研修講師として活用

関係機関の職員が参加する研修に、依存症相談拠点の相談員や自助グループの方を講師として招く。

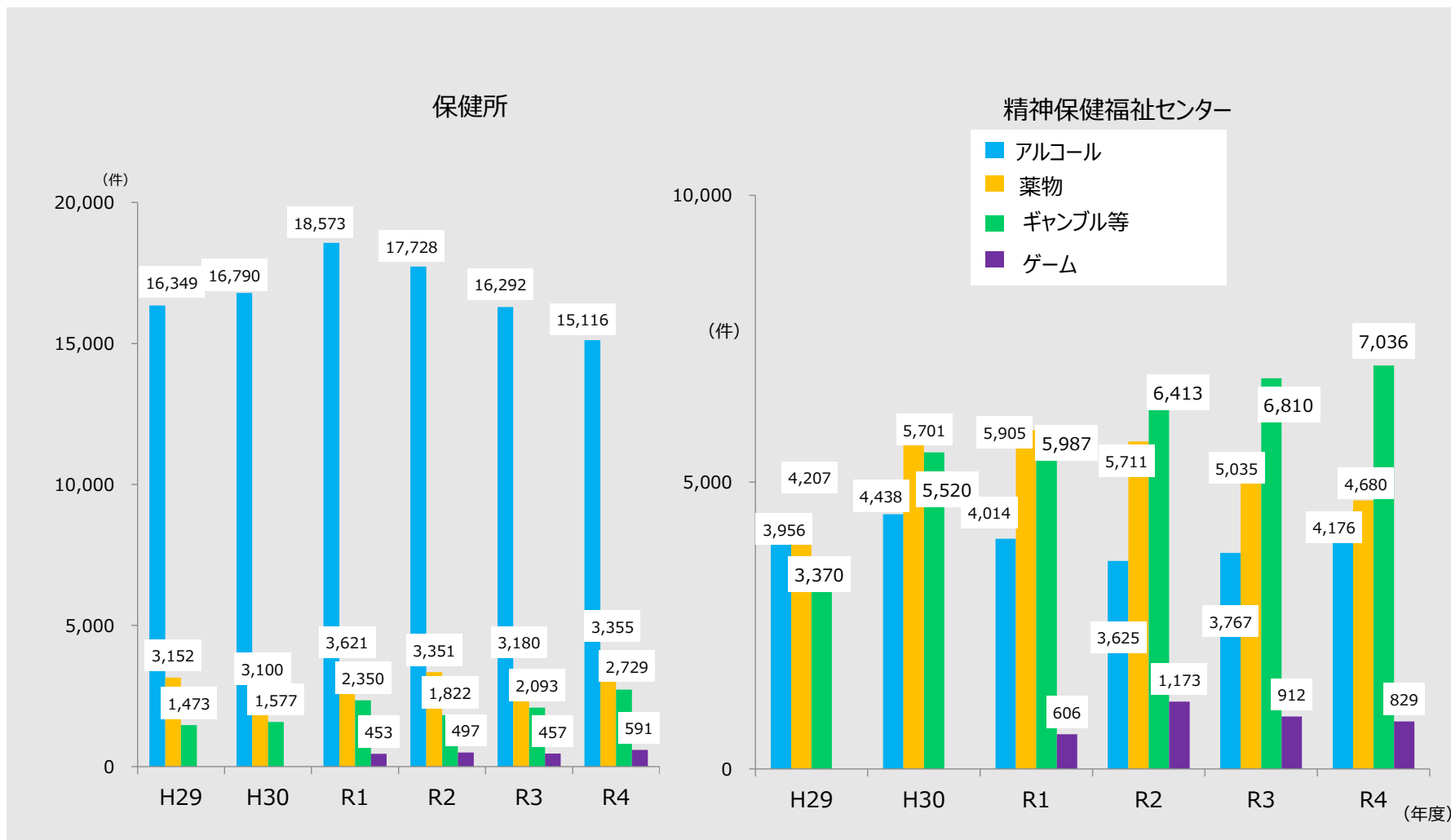
⇒ギャンブル等依存症患者や家族の早期発見、早期対応に繋げる。

### ➤ 例5：ギャンブル等依存症回復プログラムへの自助グループ関係者の参加

医療機関や精神保健福祉センターで開催するギャンブル等依存症回復プログラムに、自助グループ関係者等も参加。

⇒自助グループへのつなぎや個別ケースの情報共有等、関係機関の理解・連携を高める。

# (参考) 保健所及び精神保健福祉センターにおける相談件数



(出典：保健所 地域保健・健康増進事業報告、精神保健福祉センター 衛生行政報告例)

※ゲームに関する相談件数は令和元年度調査より把握している。

※ゲームに関する相談であり、ゲーム依存の状態にあるか否かは不明。

# 関係省庁の主な取組③

## 4. 民間団体支援・社会復帰支援

- 依存症民間団体支援事業で民間団体の取組を支援【厚労省・総務省】
- 就労支援者の能力向上【厚労省・総務省】：ハローワーク担当者等のギャンブル等依存症に関する知識等の向上の取組を実施
- 生活困窮者への支援【厚労省】：相談支援員の研修にギャンブル等依存症に関する講義や当事者の事例報告を実施
- 受刑者への指導・支援・就労支援【法務省】：連携会議への積極的な参加及び情報共有/就労支援の実施体制の充実等

## 5. 人材の確保

- 医師【厚労省】：臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けたガイドラインに基づく臨床研修の実施
- 医学部教育【文科省】：国公立大学医学部長会議等において医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容等を周知
- 保健師・助産師・看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等【厚労省】  
：ギャンブル等を含む「依存症対策」の項目が含まれた試験や養成課程の実施
- 医療従事者【厚労省】：依存症対策全国センターにおいて依存症治療指導者養成研修、都道府県等が依存症医療研修を実施
- 生活保護担当ケースワーカー【厚労省】：研修会の開催を通じた依存症に関する知識の向上
- 刑事施設職員・更生保護官署職員【法務省】：ギャンブル等依存症に関する研修の実施・講義ビデオの配布

## 6. 多重債務問題等への取組

- 貸付自粛制度について適切な運用を確保するとともに、制度の周知を実施【金融庁】
- 都道府県警察に対し、違法なギャンブル等の取締りの徹底について指示【警察庁】



〔啓発用ポスター（警察庁・消費者庁）〕

## (参考) 貸付自粛制度

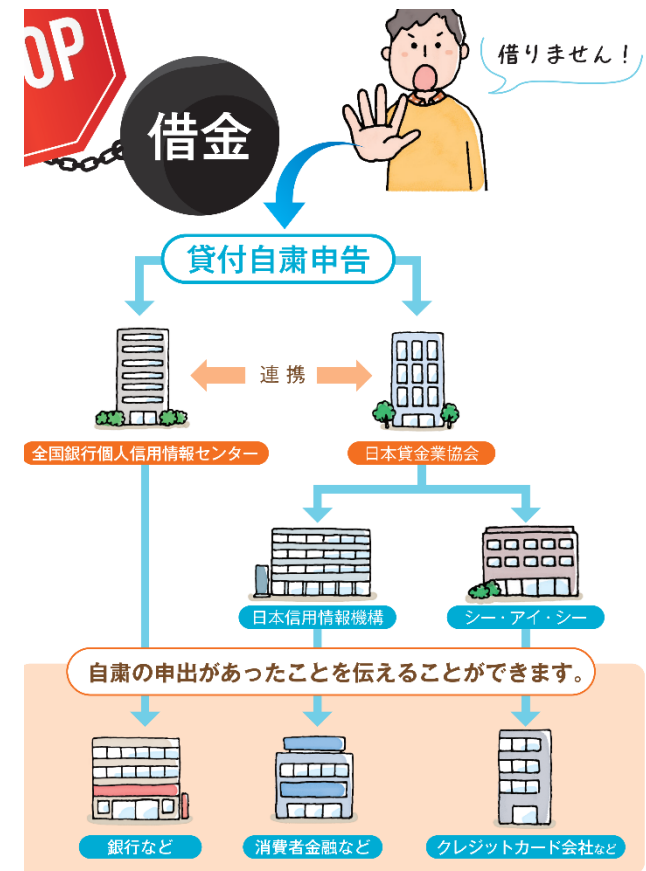
○ 自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症によりご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、ご本人自らを自粛対象者とする旨または法定代理人等が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を実施団体に対して申告することにより、実施団体が貸付自粛情報を信用情報機関に登録し、一定期間、当該信用情報機関の会員に対してその情報を提供する制度

○ ご本人が、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（(株)日本信用情報機構（JICC）、(株)シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録される。  
(この情報は金融機関の借入審査において利用)

○ 登録件数  
(R3)2,858件 → (R4) 3,175件 → (R5)4,002件

<参考> 制度の詳細についての情報掲載URL

- ・ 日本貸金業協会（貸付自粛制度について）  
<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>  
※ Webによる申告も可
- ・ 全国銀行協会（貸付自粛制度のご案内）  
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



※全国銀行協会 リーフレットより抜粋

# (参考) オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！ (警察庁HP)

オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！



警察庁・消費者庁

オンラインカジノは、海外の事業者が合法的に運営しているものであれば、日本国内で、個人的にこれを利用しても犯罪にならないと考えていませんか？

海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪です。

実際にオンラインカジノを利用した賭客を賭博罪で検挙した事例もあります。

パカラ、スロット、スポーツベッティング等、その名称や内容にかかわらず、オンライン上で行われる賭博は犯罪です。絶対にやめましょう。

※ 賭博罪 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料

常習賭博罪 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役

## オンラインカジノを自宅等で利用した賭博事犯の検挙事例

- ① 日本国内の自宅において、自宅に設置されたパーソナルコンピューターを使用して、海外の会社が運営するオンラインカジノサイトにインターネット接続し、同サイトのディーラーを相手方として賭博をした賭客を単純賭博罪で検挙
- ② 日本国内の賭客を相手方として、日本国内の賭客の自宅等に設置されたパーソナルコンピューターから、海外に設置されたサーバー上のオンラインカジノサイトにアクセスさせ、金銭を賭けさせていた者を常習賭博、賭客を単純賭博罪で検挙。

## オンラインカジノに係る賭博事犯の取締り状況

オンラインカジノに係る賭博事犯について、ここ3年では、

令和3年中 127人

令和4年中 59人

令和5年中 107人

検挙しています。

警察では、オンライン上で行われる賭博事犯の取締りを推進しています。

ご清聴ありがとうございました。

